

|                     |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|
| 5                   | 年 | 保 | 存 |
| 令和 13 年 3 月 31 日 満了 |   |   |   |

F N o . - 01010802

崎 務 ( 人 ) 第 731 号

令 和 8 年 3 月 3 日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

自己啓発等休業制度の実施について（通達）

自己啓発等休業制度については、「自己啓発等休業制度の実施について（通達）」（令和 3 年 2 月 8 日付け崎務（人）第 83 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、この度、所要の見直しを行い、令和 8 年 4 月 1 日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

## 1 定義

自己啓発等休業とは、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。）のための休業をいう。

職員（地方警務官を除く。）の自己啓発等休業の取扱いについては、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 20 年長崎県条例第 4 号。2 において「条例」という。）及び職員の自己啓発等休業に関する規則（平成 20 年長崎県人事委員会規則第 3 号の 2）に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

## 2 承認基準

警察本部長は、職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に質すると認めるときに承認するものとする。

### 3 期間

#### (1) 大学等課程の履修

2 年（特に必要な場合は 3 年）の範囲内

#### (2) 国際貢献活動

3 年の範囲内

### 4 承認の申請手続

- (1) 自己啓発等休業の承認の申請又は自己啓発休業の期間の延長の申請は、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）により、当該申請をする職員が勤務する所属の長から警務部警務課長を経由して警察本部長に提出して行うものとする。
- (2) 自己啓発等休業の承認の申請にあっては原則として、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 月前までに、自己啓発等休業の期間の延長の申請にあっては原則として、当初の自己啓発等休業の期間の末日の 1 月前までに、それぞれ行うものとする。
- (3) (1)の場合において、当該所属長は、公務の運営上の支障及び当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるかどうかについて、意見を付するものとする。